

豚肉から内寄生虫駆除剤（フェンベンダゾール）が検出された事例
について

千葉県東総食肉衛生検査所 ○佐藤重紀 坂倉佳佑 岡野 肇
吉田耕司

はじめに

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品は、食品衛生法のポジティブリスト制度の導入により残留基準値が定められ、基準値を超えて食品中に残留することが禁止されている。当所では、と畜場及び食鳥処理場において処理される食肉及び食鳥肉を対象とした残留抗菌性物質等の検査を行っているが、大手食品取扱事業所などにおいても独自に検査を行い、安全な製品の製造に努めている。

このような中、管内と畜場から出荷された原料肉において、残留基準値を超える量のフェンベンダゾールが販売所の自主検査で検出される事例が発生したので報告する。

概 要

平成 22 年 8 月 18 日、管内 A と畜場の責任者からハムの原材料として出荷している豚肉から駆虫薬が検出されたと報告があった。駆虫薬が検出されたのは、ボンレスハムの原料肉である豚肉で、自主検査によりフェンベンダゾールが残留基準値を超える 0.18ppm 検出された。

当該豚肉は県内 B 農場から搬出された豚 40 頭のうちの 1 頭であり、フェンベンダゾールの検出が判明した約 1 カ月半程前の 6 月 28 日に A と畜場においてと畜処理された。翌 29 日に A と畜場に付帯する食肉処理施設において部分肉にカットされ、7 月 2 日にはボンレスハムの原料肉として C 社に出荷された。自主検査は、ボンレスハムの製造委託元である D 組合が分析機関に依頼実施し、その結果は 8 月 12 日に判明した。D 組合は 8 月 18 日に所管する保健所へ事実関係の報告を行った。

農場の聞き取り調査

D 組合が行った自主検査の結果を受けて、当所では事実関係の確認を A と畜場を通じて行った。その結果、B 農場では疾病予防として日常的にフェンベンダゾールを主成分とするメイポール 10 を使用している事が判明した。メイポール 10 は豚回虫・豚腸結節虫・

豚鞭虫の駆除を目的とした飼料添加物であり、飼料 1 t 当たり 15 g 以下の量又は 1 日量として体重 1kg 当たり 3mg 以下の量を飼料に混じて経口投与する薬剤で、その使用禁止期間は、食用に供するためにと殺する前 7 日間である。しかし、B 農場では、飼料 1t 当たり 10g 投与していたが、薬事法に定められた 7 日間の使用禁止期間を遵守していなかったことが判明した。

流通製品の対応

A と畜場ではフェンベンダゾールの検出が判明した 8 月 12 日以降、当該豚の出荷元となる B 農場からの搬入及び農場由来の肉、内臓の出荷を一時停止した。その後、追加自主検査を行い、8 月 27 日と 8 月 31 日に検査結果を得たが、いずれも基準値(0.1ppm)以下であった。また、当該農場出荷製品の流通調査により、その在庫量はおおよそ 4.9t であることがわかった。

フェンベンダゾール検出事例に対する当所の対応

(1) 改善指導

と畜場法施行規則第 15 条第 1 項の第 4 号及び第 5 号により、と畜検査申請を行う獣畜については、個体ごとに病歴及び投与歴を記載することとされている。しかし、今回の事例では投与歴がない旨の記載があったにもかかわらず、7 日間の使用禁止期間中にフェンベンダゾールが投与されていた事が判明した。平成 15 年 8 月 29 日付け局長通知では、病歴及び投薬歴については、牛は概ね直近 3 か月、牛以外の獣畜については、概ね直近 2 カ月のものについて重点的に記載し、なおかつ、診断書や帳簿等の関係書類の写しなどの書面を添付することが望ましいとされている。当所ではこれらを踏まえ、と畜検査申請時の正確な病歴及び投薬歴の記載と、関係書類の添付を管内の各と畜場を通じて指導を行った。

(2) フェンベンダゾール残留調査の実施

①回収品調査（別ロット豚肉調査）

販売所の独自調査とは別に、当所においても回収されたブロック肉のうち 2 検体（もも肉）についてフェンベンダゾール残留調査を実施した。その結果、いずれの検体もフェンベンダゾールは定量限界値(0.01ug/g)以下であった。

②県内産豚肉調査

平成 22 年 5 月 10 日～5 月 17 日に残留有害物質モニタリング調査で採取した豚肉 21 検体のフェンベンダゾール残留調査を行った。検体の産地は、旭市 5 検体、市原市 3 検体、成田市 3 検体、横芝光町 2 検体、香取市 2 検体、銚子市 6 検体で、調査の結果すべての検

体でフェンベンダゾールは検出されなかった。

③モニタリング調査の実施

当所では、千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、県内産の牛・豚・鶏肉を対象に残留抗菌性物質等のモニタリング検査を実施している。寄生虫駆除剤については、6項目を検査対象としていたが、今回の残留事例を受けて、検査体制の拡充を図るため、フェンベンダゾールを新たに検査項目に追加した。

(3) 家畜保健衛生所への情報提供

出荷農家に対して家畜衛生サイドからの行政指導の必要性があると考え、家畜保健衛生所に情報提供を行った。B農場は肥育豚約4,000頭規模の農場で、家畜保健衛生所では、8月23日の現地調査から始まり、8回にわたりB農場に対して薬事法に基づいた動物用医薬品の適正使用に関して指導を行った。

まとめ

今回の事例では、家畜飼養者が薬事法に定められたと殺前7日間の使用禁止期間を遵守していなかったことから、食肉中から残留基準値を超えるフェンベンダゾールが検出されたと考えられた。動物用医薬品については、平成18年より施行されたポジティブリスト制度により、原則としてすべての医薬品に関して食肉中への残留基準値が設けられた。しかし、現行販売されているすべての動物用医薬品について残留検査することは、技術的・経済的な問題から非常に難しいのが現状である。従って、当所としては、と畜申請時の適切な記載指導を継続的に実施することにより、家畜飼養者の意識向上に努めなければならないと考える。また、引き続き家畜飼養の実情に沿ったモニタリング調査を行うことも必要である。

今回、市場においては、4.9tもの製品回収が行われ、多額の経済的損失を招いた。今後の課題としては、このような状況を起こさないためにも、基準値を超えるような違反事例が起こる前の段階、つまり、モニタリング調査等を通じて、基準値以下であっても、医薬品が定量できた段階（定量限界値以上）で情報提供ができるような検査体制の整備が必要であると考え。それには、基準値以下のより低い濃度であっても正確に測定できるように、検査の妥当性評価を実施し、さらに検査担当者の技術向上にも努めなければならない。

また、と畜場における改善指導については、現状として病歴や投与歴が確認できる書類を提出することは未だ難しいと思われる。生産段階との連携を図るためのさらなる仕組みが必要である。特に薬事法及び飼料安全法を所管する家畜保健衛生所との連携は重要であり、これまで以上に関係各所の理解と情報交換の場が求められる。